

第38回定時株主総会

電子提供措置事項のうち書面交付請求による 交付書面に記載しない事項

● 事業報告

「主要な事業内容」

「主要な営業所及び工場」

「使用人の状況」

「主要な借入先の状況」

「株式の状況」

「新株予約権等の状況」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第38期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社フライトソリューションズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

(1) SIソリューション事業

物流系や金融系を中心とした事業会社向けのシステムコンサルティング、システム開発・保守、並びにクラウドサービスを活用したシステム開発支援等を行っております。

(2) 決済ソリューション事業

下記の自社製品の開発、販売及び運用保守を行っております。

- ・電子決済ソリューション「Incredist」シリーズ
- ・Android端末によるタッチ決済ソリューション「Tapion」シリーズ
- ・マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービス「myVerifist」
- ・無人自動精算機向けの決済ソリューション

(3) ECソリューション事業

B2B向けECサイト構築パッケージ「EC-Rider B2BⅡ」の開発及び販売並びに本パッケージ導入に係るコンサルティングやシステム開発及び保守を行っております。

主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都渋谷区
仙台事業所	仙台市青葉区

② 子会社

該当事項はありません。

(注) 当社の連結子会社であったFLIGHT SYSTEM USA Inc.は、その重要性が乏しくなったため、当事業年度より連結の範囲から除外しております。

使用人の状況（2025年3月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
SIソリューション事業	54名	6名減
決済ソリューション事業	37名	3名増
ECソリューション事業	10名	3名増
全社(共通)	9名	増減なし
合 計	110名	増減なし

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 前事業年度末比増減は、前事業年度単体の使用人数と比較しております。

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	404百万円
株式会社七十七銀行	100百万円
株式会社みずほ銀行	86百万円

（注）上記金額には、社債(私募債)の未償還額を含んでおります。

株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,756,500株
 （自己株式 1,004株を含む）

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は2,300,000株増加しております。

- (3) 株主数 8,855名
 (4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
萩野 幸治	220,000株	1.87%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	205,811株	1.75%
松村 直史	183,500株	1.56%
片山 圭一朗	147,800株	1.26%
松本 隆男	147,000株	1.25%
松井証券株式会社	112,900株	0.96%
大澤 裕	105,800株	0.90%
岩元 二三雄	87,600株	0.75%
河野 圭一	85,000株	0.72%
大本 明範	70,000株	0.60%
松橋 航樹	70,000株	0.60%

- （注） 1. 持株比率は自己株式(1,004株)を控除して計算しております。
 2. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

新株予約権等の状況

- (1) **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権に関する重要な事項**
当社は、2024年8月30日開催の取締役会決議に基づき、三田証券株式会社を割当先として第三者割当の方法による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、2025年3月6日に全行使が完了しております。
この行使に伴い、2,300,000株を発行しております。

会計監査人の状況

- (1) 名称 太陽有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬4,500千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。

社長を委員長として設置したコンプライアンス委員会の活動を通して、コンプライアンスマニュアルの周知浸透を図り、コンプライアンス体制の充実に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理し、取締役からの閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能となる場所に保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、会社が経営危機に直面したときの対応を定めたリスク管理規程に基づいたリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程に従い、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、取締役の職務を明確にし、当該担当業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において定め実行する。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び特性を踏まえつつ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

当社は、子会社・関連会社管理規程に基づき、子会社の管理を行う。

子会社の取締役又は監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、派遣された監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査等委員会と協議の上、監査等委員会スタッフを置くものとする。

⑦ 前号の使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

前号の監査等委員会スタッフは、監査等委員が求める業務補助を行う間、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けないものとする。

また、当該使用人の人事異動、人事評価及び賞罰措置は、監査等委員会の同意を得ることとし、監査等委員でない取締役からの独立性が確保できる体制とする。

⑧ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員でない取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、或いは、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、監査等委員でない取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、書類の提示を求めることができる。

⑨ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において協議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて監査等委員でない取締役又は使用人に対して説明を求めることができる。

監査等委員会は、代表取締役社長と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える団体・個人に対し、毅然と対応する。

反社会的勢力への対応について、コンプライアンスマニュアルの中の行動指針として、①反社会的勢力には毅然として対応し利益供与は一切行わないこと、②市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体・個人とは断固として対決すること、③反社会的勢力とは合法的である与否とを問わずまた名目の如何を問わず一切取引は行わないこと、を規定しており、その周知徹底を図る。

また、反社会的勢力から接触を受けたときは、速やかに所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

① **コンプライアンスに関する取組み**

コンプライアンス経営の維持、向上、推進に努めるため、「コンプライアンス体制」及び「企業行動規範・行動指針」を明文化したコンプライアンスマニュアルを全社員に配布しました。

② **取締役の職務執行の効率性の確保のための取組み**

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月1回開催しており、事業年度の開始時に年間開催スケジュールを通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。

③ **監査等委員会の監査の実効性の確保のための取組み**

取締役会その他重要な会議に出席したほか、代表取締役及び会計監査人との定期的な面談を実施し、連携の確保を図りました。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 金 剰 余	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合		
		資 本 金 準 備	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計 合				
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	1,205,123	1,195,798	7,132	69,367	△2,046,689	△1,970,189	△1,452	429,279	－	429,279
当 期 変 動 額										
新株予約権の 発 行									3,220	3,220
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	228,660	228,660						457,321	△3,220	454,101
当 期 純 損 失					△382,695	△382,695		△382,695		△382,695
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									－	－
当期変動額合計	228,660	228,660	－	－	△382,695	△382,695	－	74,626	－	74,626
当 期 末 残 高	1,433,784	1,424,459	7,132	69,367	△2,429,384	△2,352,884	△1,452	503,906	－	503,906

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

イ. 商品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下の基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 受注制作ソフトウェア開発

少額または短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

② 物品販売

顧客に物品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該物品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 株式交付費の処理方法 支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	72,029千円
無形固定資産	436,956千円
減損損失	47,837千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の当事業年度の貸借対照表に計上されている固定資産は、主に販売目的の自社製品（決済端末及びソフトウェア）に係る開発費を資産計上したもので、資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の資金生成単位で行っております。

減損の兆候を識別した場合には、事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

当事業年度において減損の要否について検討を行った結果、ECソリューション事業のソフトウェアについて減損損失を計上しております。

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画を基礎としており、売上高の予測や費用の見込みにあたっては、過去の実績を踏まえた売上高成長率や、将来の受注予測、契約件数、及び契約単価等を主要な仮定としております。

計画における売上高の増加について、予測不能な前提条件の変化により当初の見積りを下回る場合には、将来の事業計画の見直しを通じて、固定資産に係る減損損失が計上される可能性があります。

(2) 貸倒引当金・関係会社事業損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	93,700千円
関係会社事業損失引当金	24,700千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社の財政状態等を勘案し、関係会社貸付金に対して回収不能（又は損失発生）見込額の見積りを行っております。将来、関係会社の財務状況が悪化し、支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失（又は事業損失）の計上が必要になる可能性があります。

(3) 履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高（期末時点において進行中の金額） 238,400千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

請負契約等成果物の引渡し義務を伴う受注制作ソフトウェア開発において、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の進捗度の見積りは総製造原価の見積りに対する当事業年度末までに発生した製造原価の割合によって算出しております。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益の計上にあたっては、履行義務の充足に係る進捗度について、受注総額及び総製造原価の見積りに大きく依存しており、契約及び見積りの管理や計画管理の正確性が求められております。受注総額及び総製造原価の見積りについて、実績との乖離が発生した場合は見直しを行い収益計上の精度を確保しておりますが、適切な対応が遅れた場合には経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

281,613千円

(2) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務

17,942千円

(3) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社りそな銀行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額

200,000千円

借入実行残高

－千円

差引額

200,000千円

(4) 財務制限条項

当社のコミットメントライン契約200,000千円について、以下の財務制限条項が付されております。

① 期末日時点における貸借対照表における純資産の部の金額を、前年比75%以上に維持すること。

② 本契約締結日以降の決算期における損益計算書に示される経常損益を2期連続で損失とならないようにすること。

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関と協議を進めております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

外注費

17,535千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数及び自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期首の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減少株式数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
発行済株式				
普通株式	9,456,500株	2,300,000株	－株	11,756,500株
自己株式				
普通株式	1,004株	－株	－株	1,004株

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当増資による新株式の発行によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における新株予約権に関する事項

2024年8月30日開催の取締役会決議に基づき発行した第9回新株予約権は、2025年3月6日をもってすべての行使が完了しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	29,219千円
繰越欠損金	386,355千円
その他	48,859千円
繰延税金資産小計	464,434千円
評価性引当額	△464,434千円
繰延税金資産合計	－千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、銀行借入や社債発行によって調達しております。また、資金運用については、主に預金等の安全性の高い金融商品によっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る取引先の信用リスクは、各取引先の期日管理及び残高管理を定期的に行いリスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、1年以内に到来する期日のものであります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に長期的な運転資金に係る資金調達であります。このうち、変動金利による借入金は金利の変動リスクが発生します。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、1年内返済長期借入金、1年内償還予定の社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 長期借入金	(192,592)	(192,592)	－
② 社債	(126,000)	(125,278)	△721

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当はありません。

- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	192,592	－	192,592
社債	－	125,278	－	125,278

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利

率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	453,606
売掛金	254,610

(注3) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	228,700	—	—	—	—	—
1年内償還予定の社債	118,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	54,300	54,300	54,320	14,304	15,368
社債	—	68,000	58,000	—	—	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
関係 会社	FLIGHT SYSTEM USA Inc.	(所有) 間接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付け (注)	—	関係会社 長期貸付金	110,644
				貸倒懸念債権に対す る貸倒引当金戻入額	19,300	貸倒引当金	92,700
				事業損失引当金 繰入額	20,000	関係会社 事業損失引当金	24,700
				業務外注費	17,535	買掛金	17,942

(注) 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(2) 役員及び主要個人株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	片山圭一郎	(被所有) 直接1.26%	当社代表 取締役社長	債務被保証 (注)	86,888	—	—

(注) 当社の銀行借入については当社代表取締役社長片山圭一郎より債務保証を受けておりますが、銀行借入に係る債務被保証の取引金額については、銀行借入の被保証残高を記載しております。また、当該債務被保証に対して保証料を支払っておりません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上区分			合計
	SIソリューション 事業	決済ソリューション 事業	ECソリューション 事業	
一時点で移転される財	254,216	1,176,919	35,956	1,467,092
一定の期間にわたり移転される財	906,274	603,688	86,229	1,596,192
顧客との契約から生じる収益	1,160,491	1,780,607	122,185	3,063,284
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,160,491	1,780,607	122,185	3,063,284

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10.1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 42円87銭
(2) 1株当たりの当期純損失 (△) △38円61銭

11.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。